(B)　対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間の場合
　全車種を対象として、Cインターチェンジから Dインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。
　AD－（BD－CD）－AB
（注1）　上記の算式において、AB、AD、BD、CDは料金公告1．(2)イ(ハ)チ）に定めるとおり。
（注2）　(B)の場合において、BD＜CDとなる場合については、AD－ABにより算出した額により料金調整を行う。
(3)　実施する期間
　対象区間の片側対面通行運用を開始する日から平成25年3月31日まで。ただし、対象区間の片側対面通行運用が終了した場合には、当該終了した日までとする。
(4)　対象インターチェンジ
①　上り

Bインターチェンジ	中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから韮崎インターチェンジまでの各インターチェンジ
Cインターチェンジ	中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの各インターチェンジ

②　下り

Bインターチェンジ	中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの各インターチェンジ
Cインターチェンジ	中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから韮崎インターチェンジまでの各インターチェンジ

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則制定公告

　依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則を左の通り制定したので公告する。
　平成二十四年十二月二十日　　日本弁護士連合会

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則

（目的）
第一条　この規則は、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第九十五号。以下「規程」という。）第十条の規定に基づき、弁護士等による本人特定事項の確認、記録の保存等の措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。
2　この規則において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。
（依頼者の本人特定事項の確認を要する資産管理行為等に係る資産の金額）
第二条　規程第二条第一項の規則で定める金額は、二百万円とする。
（自然人である依頼者の本人特定事項）
第三条　規程第二条第一項の受任の妨げになるおそれがある場合は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの場合における本人特定事項は、当該各号に定める事項とする。
一　自然人である依頼者が外国に所在するため住居又は生年月日を証明することが不可能又は著しく困難な場合　氏名、旅券番号等当該外国において自然人を特定するために事業者が確認する事項
二　自然人である依頼者が逮捕、勾留、刑の執行等の理由により刑事収容施設において身体を拘束されている場合　裁判所が依頼者の身体拘束の根拠を示した文書において当該依頼者を特定するために記載された事項
（本人特定事項の確認方法）
第四条　規程第二条第三項第四号の受任の妨げになるおそれがある場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　依頼者が外国に所在するため規程第二条第三項第一号から第三号までに掲げる方法によって本人特定事項の確認ができない場合又は転送不要郵便等の送付ができない場合
二　依頼者が逮捕、勾留、刑の執行等の理由により刑事収容施設に身体を拘束されている場合
2　規程第二条第三項第四号の規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。
一　他の事業者の紹介による依頼者で当該他の事業者が法令の規定により本人特定事項の確認を行っている場合　当該他の事業者から本人特定事項に関する情報を入手する方法。ただし、弁護士等は、当該他の事業者が用いた本人特定事項の確認のための資料をいつでも入手することができ、かつ、当該他の事業者が法令に従って本人特定事項の確認を行うための適切な措置を有していることを確認しなければならない。
二　依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らして、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるおそれが少ない場合　官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該依頼者の本人特定事項の記載があるもの又はその写しの提示又は送付を受ける方法
三　依頼者が外国に所在するため規程第二条第三項第一号から第三号までに掲げる方法によって本人特定事項の確認ができない場合又は転送不要郵便等の送付ができない場合　当該外国において事業者が本人特定事項を確認するために用いる方法その他規程第二条第三項第一号から第三号までに掲げる方法と同程度に信頼のおける方法
四　依頼者が逮捕、勾留、刑の執行等の理由により刑事収容施設に身体を拘束されている場合　勾留状謄本、判決書等裁判所が依頼者の身体拘束の根拠を示した文書であって当該依頼者を特定する本人特定事項が記載されたものの交付を受け、又は閲覧する方法
（犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域）
第五条　規程第三条第三号の規則で定める国又は地域は、イラン及び北朝鮮とする。
（当該自然人の本人特定事項等の確認方法）
第六条　規程第四条第一項の規則で定める方法は、当該自然人が依頼者の役職員であることを示す書面の提示その他の方法により当該自然人が依頼権限を有することを確認する方法とする。
2　規程第四条第二項及び第四項の規則で定める方法は、規程第二条第三項各号に掲げる方法により当該自然人の本人特定事項を確認する方法とする。ただし、当該自然人への委任契約書等の送付については、当該自然人の住居に代えて、依頼者の本店、営業所その他当該依頼者が業務を行うと認められる場所に送付することができるものとする。
（実在することが確実であるもの）
第七条　規程第四条第三項第三号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　独立行政法人
二　国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものの二分の一以上を出資している法人
三　外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
四　有価証券の売買を行う市場（第五条に規定する国又は地域にある市場を除く。）に上場又は登録をしているもの
（確認記録の内容）
第八条　規程第五条第一項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。
一　本人特定事項の確認を行った者の氏名その他当該確認者を特定するに足りる事項
二　本人特定事項の確認のために採った措置並びに本人確認書類の提示を受けたときはその日付及び時刻